

2017年 6月 4号

戦前回帰を許さない！ 共謀罪法廃止せよ！



岐阜市議会6月議会

松原のりかず 質問の1

行政部長へ

## 決裁のあり方について

岐阜市議会6月議会で松原のりかすは1 決裁のあり方 2 市内民間病院への指導  
3 市民病院医療事故対策 4 東部クリーンセンターの裁判対応 の4点について質問  
(6月19日) させて頂きました。以下は、「決裁のあり方について」の質問です。

本年は、岐阜市役所元公園室長であった伊藤哲さんが、2007年11月に本庁舎8階から転落死をしてから10年を経過します。ご遺族はこの自死は公務災害であるとして、公務災害認定を求め裁判を起こされました。一審岐阜地裁判決は「認定」とされ、伊藤さんご遺族は勝訴しましたが、基金側の控訴で、現在名古屋高裁で争われています。

高裁第1回は本年4月11日に開かれ、同日、次回7月6日に「判決を出す」と裁判長が通告する、一審とは異なる異例のスピード裁判となりました。来月となりました名古屋高裁大法廷での判決が、伊藤さんご遺族にとり、よりよい内容となりますことを祈るところです。

4月11日裁判で、伊藤弁護団は基金に対し74ページの反論文を提出されていますが、伊藤夫人も約4000字の意見陳述をされました。その意見陳述のなかで、伊藤哲さん自死の大きな原因として3点を指摘されています。

1 職務内容とパワハラ 2 後関問題 3 異動問題 の3点です。

**後関問題**とは、

「当時、長良公園の大規模遊具設置工事の決裁で、遊具がステンレス製、高さ最大11mあったことから、万一落ちたら危険であり、子どもの命が大事という強い信念で、伊藤さんが判を押さないまま、当時の部長、副市長らが先に判を押し、最後に部長の指示で数人が伊藤さんを恫喝し、判を押させました。」と陳述されています。「この問題で伊藤さんは公務員としての人権を踏みにじられ、自信喪失、職場で孤立無援と感じました。」とも、当時の伊藤哲さんの心境を陳述されてもいます。

公務員にとって「責任を持って決裁文書に印をつくこと。」が、どうゆうことであるかが理解できる事例かと思います。

本年7月1日から「岐阜市職員の公正な職務の執行に関する条例」が施行されます。

うら面につづく

連絡先 市議会議員 松原のりかす 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

### おもて面からのつづき

条例は「不当要求には組織的に毅然と対応を取ります。特定な者を有利、不利に取り扱うことを内容とする要望などに対しては、特に適正かつ慎重に対応します。」との内容です。「組織的な対応」の前提となる「情報の共有と実態経験」が重要課題です。

管理職の平均年齢が若くなっていることは、皆さんもお気づきのことと思います。10年前の伊藤哲さんの事件当時と比較して、平成28年度は、課長級で2～3歳、若くなって53歳、課長の直前の主幹級で約4歳若くなって51歳と、若年齢化しています。管理職の「トラブル対応力」を含めた管理職の育成が現実課題です。為には、仕事を通しての人材育成の前提となる、仕事情報の共有化、つまり、文書を見ていることが基本です。

一部管理職で、管理監などの印を省いて、課長印を押せば良いと、独自で実施されている職場があるようです。そこで、文書取扱規則などをお聞きしましたら、取り扱いが、どうも不明確です。決裁文書の情報共有化の必要性について、人材育成の機会を生かす視点から、以下 行政部長に2点伺います。

### 質 問

- 1 課長以下の職員、管理監、主幹等における決裁文書の回議について、情報共有化、人材育成の観点からも、熟読し承認印を確実に押し、公正な職務の執行の確保を求めるべきと考えます。 行政部長見解はどうか。
- 2 文書取扱規則には「専決することができる」（第22条）との明記はありますが、係長以上の課長までの現在の管理監、主幹などの管理職の回議、文書の流れが不明確（第23条）と思われる。読み取れる条項を追加すべきと考えますが、見解は。

### 行政部長答弁の概要

- 1 文書事務は適切職務執行の基礎と認識。厳正、的確、事業理解、情報共有などの観点から、今一度回議ルート点検を各部へ周知します。
- 2 管理監・主幹への回議規定条項追加は、他都市調査を行ないます。

### 松原のりかず再登壇指摘

公文書については、国政においても「在ったものは、無かった事には出来ない」発言に代表され、市民の関心が増している時。何が厳正なのか、何が的確なのか？ 曖昧にどうにでも判断出来るのではなく取扱規則への明記が求められている事を指摘しておきます。



マイル 22日 委員会・採決 マイル問題で市長へ申入れ 記者会見 23日 委員長報告確認  
前号記事「細江市長は 行き当たり、バッテリー感?！」での「的を獲た」は「的を射た」だよと、読者に言われてしまった。「プレート」は「プレート」。ありがとうございました。

松原のりかず  
☎058-253-2500